

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

[令和7年度]

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
室津港出張所賃貸借 1式	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知港湾・空港整備 事務所長 野本 啓介 高知県高知市種崎874番地	令和7年4月1日	株式会社NTT西日本アセット・プランニング 四国支店 愛媛県松山市山越3丁目15番15号	9120001041782	本賃貸借物件は、室津港で事業を実施している当所の出先事務所として使用する物件を賃貸借するものである。 本物件は、平成28年12月1日より株式会社NTT西日本アセット・プランニングと賃貸借契約を締結しており、特段の修理等も生じておらず今後も十分使用可能な物件である。 昨年度同様に賃貸契約すれば、同等の物件を新たに賃貸契約する場合と比べ、移転料等が不要となり安価となる。 よって、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、同物件の管理者である株式会社NTT西日本アセット・プランニングと随意契約するものである。	867,576	867,576	100.00%	—	
作業ヤード賃貸借(その3) (宿毛湾港新港地区) 1式	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知港湾・空港整備 事務所長 野本 啓介 高知県高知市種崎874番地	令和7年4月1日	高知県幡多土木事務所長 高知県四万十市古津賀4丁目61番地	—	本件は、宿毛湾港池島地区防波堤工事に使用する被覆ブロックの製作及び仮置に使用するものである。 当所の希望する条件を満たす用地は当該地のほかにはない。 よって、会計法第29条の3第4項に基づき、高知県知事(高知県幡多土木事務所長)と随意契約を締結するものである。	954,520	954,520	100.00%	—	
作業ヤード賃貸借(その4) (高知新港中工区) 1式	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局高知港湾・空港整備 事務所長 野本 啓介 高知県高知市種崎874番地	令和7年4月1日	高知県知事 高知県高知市丸ノ内1丁目2-20	—	本件は、高知港海岸湾口地区防波堤工事に使用する被覆ブロック及び根固ブロックの製作、仮置のため、高知県より賃貸借するものである。 当所の希望する条件を満たす用地は当該地のほかにはない。 よって、会計法第29条の3第4項に基づき、高知県知事と随意契約をするものである。	5,301,351	5,301,351	100.00%	—	